誓 約 書

地域生活支援事業者の指定を受けるに当たり、播磨町における暴力団の排除の推進に関する条例（平成24年条例第13号。以下「条例」という。）を遵守し、暴力団排除に協力するため、下記のとおり誓約する。なお、町が兵庫県加古川警察署長に下記(1)に関して照会を行うことについて同意する。

記

誓約事項

(1)　地域生活支援事業者の指定を受けようとする事業者は、次のア及びイに該当しないこと。

ア 条例第２条第１号で規定する暴力団

イ 条例第２条第２号で規定する暴力団員

(2)　事業者が前号に違反したときには、地域生活支援事業者の指定の取消しなど町が行う一切の措置について異議を述べないこと。

(3)　町の指定を受けた地域生活支援事業者は、事業の実施にあたり、暴力団等からの妨害その他不当要求を受けたときには、町に報告し、かつ、警察に届け出て、捜査上必要な協力を行うこと。

年 月 日

播　磨　町　長 様　　　　　（事業者）

　 住 所

（所在地）

　 氏 名

　　 法人名 　　　　印

　代表者名

播磨町における暴力団の排除の推進に関する条例（平成24年条例第13号） 抜粋

（定義）

第２条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 暴力団 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号。以下「法」という。）第２条第２号に規定する暴力団をいう。

(2) 暴力団員 法第２条第６号に規定する暴力団員をいう。

（以下略）

暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号） 抜粋

（定義）

第２条

２ 暴力団 その団体の構成員（その団体の構成団体の構成員を含む。）が集団的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長するおそれがある団体をいう。

…略…

６ 暴力団員 暴力団の構成員をいう。

…略…

（暴力的要求行為の禁止）

第９条

１５

ロ 法人その他の団体であって、自己がその役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、当該団体に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。）となっているもの

（以下略）